

フィールド6 自立協働

次に、フィールド6 自立協働について、申し上げます。

まず、**安全安心な生活空間の形成**についてでございます。

交通安全対策の推進につきましては、交通死亡事故の根絶を目指し、加害者にも被害者にもならないよう、新居浜市交通安全計画に基づき、子どもから高齢者までの各世代に応じた交通安全教室の積極的な開催や新居浜市交通指導員による街頭指導等を通じ、市民への交通安全意識の普及・啓発に努めてまいります。

防災体制の強化につきましては、現在策定中の「新居浜市防災拠点施設建設基本計画」に基づき、体験型防災センターを併設した新消防庁舎の建設を進めてまいります。

平成27年度は、基本設計・実施設計に着手し、28年度から解体及び建設工事を開始し、30年度の供用開始に向けて取り組んでまいります。

また、指定避難所や自主防災組織への資機材整備を行うとともに、高齢者等を対象とした家具固定器具の取付等を推進するほか、旧耐震基準で建設された病院等一定規模以上の民間施設の耐震補強設計、耐震改修工事に補助を行い、震災に強いまちづくりを進めてまいります。

さらに、愛媛県と市町等を結ぶ防災通信システムの更新整備を行うとともに、災害対策基本法等の改正に対応するため、新居浜市地域防災計画の修正に取り組むなど、防災体制の強化に努めてまいります。

安全安心のまちづくりの推進につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく国の基本指針や県の指導を踏まえ、関係部局の連携の下に、管理放棄住宅等への対応を行ってまいります。

次に、**消防体制の充実**についてでございます。

警防体制の充実につきましては、迅速で円滑な災害対応などの強化を図るため、「消防自動車整備計画」に基づき、救助工作車Ⅲ型及び高規格救急車をそれぞれ1台、消防団車両につきましても、小型動力ポンプ付軽四輪積載車1台を更新整備いたします。

消防救急無線のデジタル化につきましては、平成27年4月1日から供用を開始し、27年度中にアナログ無線設備等の撤去を行ってまいります。

予防体制の充実につきましては、高圧ガス製造許可に係る事務等が愛媛県から権限移譲されることに伴い、高圧ガスに係る審査、立入検査等を新たに実施

いたします。

救急救助体制の充実につきましては、救急救命士、救急標準課程修了者の計画的養成及び救急資機材等を計画的に整備し、救急体制の充実を図るとともに、複雑多様化する各種災害等に対応するため、専門職員の養成や各種資機材等の更新整備を計画的に実施してまいります。

次に、消費者の自立支援と相談体制の充実についてでございます。

消費生活相談体制の充実と関係団体との連携強化につきましては、消費者安全法に基づく「消費生活センター」を設置し、相談体制の充実に努めてまいりましたが、今後も複雑多様化している悪質商法、還付金詐欺、投資詐欺などの被害の早期解決や未然防止のため、専門知識や相談対応能力の向上に努め、持続的に相談体制の充実強化を図るとともに、警察とも連携して市民への注意喚起を行ってまいります。

消費生活改善の意識啓発と情報提供につきましては、最新の消費者情報や危害・危険情報をホームページや広報紙などを活用して情報提供を行うとともに、「みんなの消費生活展」の開催や出前講座などにより、広い視点からの消費生活改善の意識啓発を行ってまいります。

次に、男女共同参画社会の形成についてでございます。

男女共同参画の意識の高揚につきましては、すべての女性が輝く社会を目指し、「男女共同参画推進条例」及び「第2次新居浜市男女共同参画計画」に基づき、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識や女性に対する差別や偏見の解消を目指すため、市民団体と協働し、男女共同参画社会の実現に向け、各種広報・啓発活動を行ってまいります。

また、男女がともに働きやすい職場環境づくり、女性の活躍促進に向け、事業所を対象とした研修会を実施するとともに、積極的に取り組む事業所を男女共同参画推進事業所として認証し、情報提供や経済的支援を行ってまいります。

DV対策の推進につきましては、配偶者暴力相談支援センターにおける被害者に寄り添った相談活動の充実を図るとともに、相談員の力量を高め、被害者の自立に向けた支援に努めてまいります。また、市民団体と協働し、高校生へのデートDV防止に向けた啓発活動に取り組んでまいります。

女性の政策・方針決定の場への参画促進につきましては、子育てや仕事、地域社会などをテーマに、新たに女性による討論会を開催いたします。

次に、**人権の尊重**についてでございます。

社会における人権・同和教育及び啓発の推進につきましては、新居浜市人権尊重のまちづくり条例及び人権施策基本方針に基づき、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、お茶の間人権教育懇談会、差別をなくする市民のつどい、人権フェスティバル等の実施により、家庭、地域、職場などあらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進いたします。

学校における人権・同和教育の推進につきましては、教職員の人権・同和教育観の確立と指導力の向上を図るとともに、人権問題について正しい認識を深め、差別をしない、させない、許さない、児童・生徒の育成に努めてまいります。

また、校区別人権・同和教育懇談会を継続実施し、学校と家庭・地域が一体となった人権教育を推進いたします。

次に、**地域コミュニティの充実**についてでございます。

地域コミュニティ活動への支援につきましては、地域コミュニティの中心的役割を果たしている自治会活動を支援するため、自治会館の補修、放送施設等の新設・修繕に対し補助を行ってまいります。また、自治会所有の防犯灯は、市の負担によるLED化が完了したことから、引き続き、適正管理に努めるとともに、電気料金についても市が全額負担することにより、単位自治会の活動支援につなげてまいります。

また、平成26年度に創設した地域コミュニティ再生事業交付金を活用して、コミュニティ活動の充実・活性化を図ってまいります。

自治会加入率につきましては、連自治会と連携して継続した加入促進活動を行うとともに、職員の加入促進にも努め、自治会加入率の向上に取り組んでまいります。

さらに、花づくりを通して、優しい心、おもてなしの心を育むため、新居浜インターチェンジなどの主要な幹線道路において、花いっぱいのもちづくり事業を実施いたします。

地域再生への体制づくりにつきましては、人口減少及び少子高齢化が著しい別子山地域におきまして、地域外の人材を積極的に誘致する地域おこし協力隊を増員し、地域力の維持・強化並びに地域の活性化を図るとともに、協力隊となる人材の定住及び定着を図るよう支援してまいります。

次に、**多様な主体による協働の推進**についてでございます。

推進体制及び制度の整備につきましては、市民と行政が協働して公共施設の清掃・美化活動を行う公共施設愛護事業の活動支援を充実するとともに、協働事業市民提案制度などを活用して市民との協働事業の推進を図ってまいります。

中間組織への支援と連携強化につきましては、まちづくり協働オフィスの運営方法を見直したうえで事業を実施し、NPO間や、市民活動団体と行政の媒介役としての中間組織の役割や機能の充実により、市民活動の活性化や連携強化を図るとともに、地域コミュニティの再生に向けた連携についても推進してまいります。

ボランティアの推奨につきましては、市民一人ひとりが、自らの手でよりよい地域や社会にしたいという思いや志をまちづくりに生かすため、出前講座などにより、人材の育成や活動の場の提供に努めてまいります。

NPO活動への支援につきましては、さまざまな分野で活動しているNPOについて、自主性を尊重しながら、その活動がさらに活性化されるよう側面的支援を行ってまいります。

次に、**国際化の推進**についてでございます。

国際交流の推進につきましては、友好都市である中国徳州市からの友好視察団を迎えるとともに、市民と在住外国人が交流できる場を設けることにより、国際理解を図り、国際交流を推進してまいります。

多文化共生社会の推進につきましては、引き続き、外国人のための日本語教室の開催や外国人とのコミュニケーションを支援する日本語教師養成講座を開催するとともに、より多くの情報を多言語で翻訳して情報提供を進め、外国人の生活支援を行ってまいります。

また、防災情報や地域情報なども積極的に提供し、外国人の安全・安心、地域との結びつきを推進してまいります。

国際化を進める体制づくりにつきましては、引き続き、外国人対応窓口において、在住外国人や本市を訪れる外国人に対し、通訳や情報提供等の支援を行ってまいります。

また、外国人と市民の国際交流・理解を深める手助けとなる国際化ボランティア登録制度の周知に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、国際化に関する情報交換や情報共有を図ってまいります。